

「繰越要件等事前確認票」(C-3-2別紙1)の
「繰越要件の確認」の①～④にすべて該当し、
繰越制度を利用すべきものに該当するか。

該当する

該当しない

平成25年3月2日以降に
繰越事由が発生したのか。

3月1日以前
に発生

3月2日以降に
発生

次年度使用申請書提出不可

次年度使用申請書提出可能

次年度使用申請書提出可能

(次年度使用申請を行う理由の例)

- ・親族の介護や子の養育により当初計画していた事業ができなかったため。
- ・身内の不幸等により当初計画していた事業ができなかったため。
- ・調達方法の工夫などにより、当初計画より経費の節約ができたため。

等